

(公印・契印省略)

総基料第 243 号
令和 5 年 12 月 27 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿

総務省総合通信基盤局長
今川 拓郎

第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資するために、下記について要請する。なお、貴社宛て「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）」（令和 5 年 5 月 26 日付け総基料第 116 号）は、廃止する。

記

- 1 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号。以下「会計規則」という。）に基づく接続会計報告書の作成に当たっては、別記 1 に従い整理すること。
- 2 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）第 5 条に規定する機能について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 5 項に規定する方法により算定された費用と会計規則に基づき整理された費用との比較・検証を行うための情報を、別記 2 に従い接続会計報告書において記載すること。
- 3 貴社と貴社の子会社との間の取引について、別記 3 に従い接続会計報告書において記載すること。

第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、会計規則について、平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）に基づく東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備の指定に伴う取扱上の留意事項等を定めるものである。

2 定義

(1) 直課

会計規則別表第 2 様式第 4 に定める設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階てい・役務で共用している場合及び主要設備に直接に帰属された費用を 64kbps 換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）をいう。

(2) 活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）をいう。

(3) 配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、(1)又は(2)の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させることをいう。

(4) 会計整理手順書

会計規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、接続会計報告書に記載される接続会計財務諸表作成に当たっての具体的な整理手順の説明を行うために下記 3 の規定を踏まえて作成するものであり、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の帰属の詳細な方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）及び純粹基礎研究の明確な判別基準、④費用項目等にコードを付与し、処理手順にあわせて配賦基準及び配賦プロセスを一覧できる「配賦フロー」等を記載したものをいう。

3 資産並びに費用及び収益の整理の手順

会計規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。

(1) 資産及び費用については、別表に従って①から⑨までにより設備区分ごとに整理する。

- ① 設備区分ごとに資産及び費用を集計するため、加入者交換機、伝送機械設備、市外線路設備等物理的に管理可能な電気通信設備（以下「主要設備」という。）の資産区分、支援設備、設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理（共通・管理）、電気通信役務の提供等（以下「サービス活動」という。）の活動区分のほか、建物、土地など2つ以上の活動区分に共通に係る資産及び費用を把握する活動支援の区分を設定し、それぞれの区分に対応する資産及び発生する費用を帰属させる。
- ② 活動支援に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備、支援設備及び設備への帰属の明確な営業費・運用費、試験研究、全般管理及びサービス活動のそれぞれの活動区分（以下「主要設備等」という。）に帰属させる。
- ③ 支援設備に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ④ 試験研究に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑤ 全般管理・共通に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑥ 全般管理・管理に整理した資産及び費用を、会計規則別表第2様式第4の注に定める基準により、主要設備等に帰属させる。
- ⑦ ①から⑥までにより整理された主要設備のうち、その設備が2以上の主要設備等のために用いられるものについては、回線数比、取得固定資産価額比等により対応する主要設備等に帰属させる。
- ⑧ ①から⑦までにより主要設備に整理した資産及び費用については、回線数比等により設備区分等に帰属させる。
- ⑨ ①から⑥までにより整理された設備への帰属の明確な営業費・運用費については、契約回線数比等により、設備区分に帰属させる。

(2) 収益については、別表に従って整理する。

4 勘定科目の整備

会計規則別表第 1 において、「(何)」と記載された項目及び会計規則第 6 条第 3 項の規定に基づく細区分は、別表のとおりとする。

5 回線の設定状況の記載

会計規則別表第 3 第 4 部において、階てい別・用途別回線設定の状況は、次の各号に従って毎事業年度（中継伝送路については毎事業年度 2 回）の回線設定実態調査を行った結果を記載する。

- (1) 端末系伝送路については、サービスに供している回線の設定状況を記載する。
- (2) 中継系伝送路については、会計規則別表第 2 様式第 4 に規定する伝送路の設備区分ごとに、サービスに供している回線の設定状況を記載する。

長期増分費用と実際費用との比較・検証を行うための情報について

電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）別表第 1 の費用の項の営業費用の表中電気通信事業営業費用に区分される各科目に準じて接続料規則第 5 条に規定する機能^{※1}について、電気通信事業法第 33 条第 5 項に規定する方法により算定された費用^{※2}（以下「長期増分費用」という。）と会計規則に基づき整理された費用^{※2}（以下「実際費用」という。）との比較・検証を行うための情報を、次の様式に準じ接続会計報告書において記載すること。

[様式]

(単位 百万円)

	長期増分費用	実際費用
営 業 費		
運 用 費		
施 設 保 全 費		
共 通 費		
管 理 費		
試 験 研 究 費		
減 価 償 却 費		
固定資産除却		
通信設備使用		
租 税 公 課		

※1 中継伝送専用機能及び信号伝送機能を除く。

※2 NTSコストの付け替えを考慮しない費用

子会社との取引について

貴社と貴社の子会社との間の取引について、次の様式に従い接続会計報告書において記載すること。なお、重要でないものは、一括して記載することができる。

[様式]

(単位 百万円)

区分			金 額	摘 要
営業取引高	仕 入 高 又は支払額	(何)		
		計		

勘定科目表
資 産

科目	款(原価部門)	項	目
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1. 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
		一般第一種指定県間中継ルータ	
		SIPサーバ	
		セッションホータコントロール	
		ENUMサーバ	
		IP電話用DNSサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)	
		網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	
		網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)	
		収容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	
		中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	
		ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)	
		伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		音声利用IP通信網設備	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 市内機械設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2. 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	光ファイバーケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	加入者系インタフェース装置 交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備 市内機械設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備
		信号網設備	共通線信号交換装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備

科目	款(原価部門)	項	目
		番号案内ケーブル系及び番号案内設備	空中線設備 案内用交換装置 エンジェルセンタ設備 番号案内装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速デジタル装置 低速専用線装置 加入者系インタフェース装置 加入者系インタフェース装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	高速デジタル装置 低速専用線装置
		専用線ノード装置	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		網改造料	交換制御系装置 交換通話路系装置 交換共通装置 光ファイバーケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	第一種指定設備利用部門	機械設備	
		空中線設備	
		通信衛星設備	
		端末設備	
		市内線路設備	
		市外線路設備	
		土木設備	
		海底線設備	
		建物	
		土地	
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	支援設備(補助部門)	電力設備	
		監視設備	
		試験受付設備	
		架台設備	
		設備共通	
	全般管理(補助部門)	共通部門設備	
		管理部門設備	
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	

(注)項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

費 用
当 業 費 用

科目	款(原価部門)	項	目
営業費	第一種指定設備管理部門	接続管理 賃倒損失	
	第一種指定設備利用部門	契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 賃倒損失 番号案内	
運用費	第一種指定設備管理部門		番号案内データベース オペレータ案内
	第一種指定設備利用部門	電報運用	
施設保全費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。)保守 一般第一種指定中継ルータ保守 一般第一種指定真間中継ルータ保守 SIPサーバ保守 セッションホータコントローラ保守 ENUMサーバ保守 IP電話用DNSサーバ保守 ゲートウェイルータ保守 メディアゲートウェイ保守 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。)保守 網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)保守 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)保守 收容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)保守 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)保守 ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)保守 伝送路保守 音声利用IP通信網設備保守 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。)ソフト作成・使用料 一般第一種指定中継ルータソフト作成・使用料 一般第一種指定真間中継ルータソフト作成・使用料 SIPサーバソフト作成・使用料 セッションホータコントローラソフト作成・使用料 ENUMサーバソフト作成・使用料 IP電話用DNSサーバソフト作成・使用料 ゲートウェイルータソフト作成・使用料 メディアゲートウェイソフト作成・使用料 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。)ソフト作成・使用料 網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)ソフト作成・使用料 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)ソフト作成・使用料 收容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)ソフト作成・使 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)ソフト作成・使 ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)ソフト作成・使用料 伝送路ソフト作成・使用料 音声利用IP通信網設備ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備利用部門	2 特別第一種指定設備 端末系伝送路設備(電気信号の伝送に係るもの)保守 主配線盤設備(電気信号の伝送に係るもの)保守 端末系伝送路設備(光信号の伝送に係るもの)保守 主配線盤設備(光信号の伝送に係るもの)保守 公衆電話設備保守 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主として音声伝 送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主としてデータ伝 送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主としてデータ伝 送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換 及び伝送を行う機能に係るもの)保守 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守 信号網設備保守 番号案内データベース及び番号案内設備保守 専用加入者線装置モジュール設備保守 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守 専用線ノード装置設備保守 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路設備保守 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守 網改造料設備保守 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 公衆電話設備ソフト作成・使用料 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・ 使用料	

科目	款(原価部門)	項	目
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの)ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料	
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料	
		信号網設備ソフト作成・使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置ソフト作成・使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料	
		網改造料設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備利用部門	機械設備保守	
		空中線設備保守	
		通信衛星設備保守	
		端末設備保守	
		市内線路設備保守	
		市外線路設備保守	
		土木設備保守	
		海底線設備保守	
		通信機器保守	
		公衆網施設保守	
		機械設備ソフト作成・使用料	
		空中線設備ソフト作成・使用料	
		通信衛星設備ソフト作成・使用料	
		端末設備ソフト作成・使用料	
		市内線路設備ソフト作成・使用料	
		市外線路設備ソフト作成・使用料	
		土木設備ソフト作成・使用料	
		海底線設備ソフト作成・使用料	
		通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備(補助部門)	電力設備	
		監視設備	
		試験受付	
		設備共通	設備共通 設備企画 車両
共通費	全般管理(補助部門)	資材	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通
		研修	
		医療	
		一般共通	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理(補助部門)	ネットワーク関連部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続
		サービス関連部門 一般管理部門	総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び 研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術	アクセス ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置

科目	款(原価部門)	項	目
	第一種指定設備利用部門	インフラ系基礎技術 インフラ系応用技術	ノード・システム リンク・システム 無線システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
		インフラ系基礎技術 ユーザ系応用技術 ユーザ系基礎技術 宅内系応用技術 純粋基礎技術	
減価償却費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ SIPサーバ セッションポータコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(IP―VPNサービスに係るもの) 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの) 収容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。) 伝送路 音声利用IP通信網設備 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤(光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役 務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び 伝送を行う機能に係るもの) 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 網改造料 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 リース資産 休止設備	
	第一種指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 リース資産 休止設備	
	支援設備(補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付 架台設備 設備共通	設備共通

科目	款(原価部門)	項	目
			設備企画 車両
	全般管理(補助部門)	共通部門設備 管理部門設備	
固定資産除却費	【減価償却費に倣う】	土地	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門	以下減価償却費と同じ	
		1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。)使用料	
		一般第一種指定中継ルータ使用料	
		一般第一種指定県間中継ルータ使用料	
		SIPサーバ使用料	
		セッションボーダコントロール使用料	
		ENUMサーバ使用料	
		IP電話用DNSサーバ使用料	
		ゲートウェイルータ使用料	
		メディアゲートウェイ使用料	
		一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。)使用料	
		網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)使用料	
		網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)使用料	
		収容イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		中継イーサネットスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		ゲートウェイスイッチ(同等の機能を有するルータを含む。)使用料	
		伝送路使用料	
		音声利用IP通信網設備使用料	
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)使用料	
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)使用料	
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)使用料	
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)使用料	
		公衆電話設備使用料	
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)使用料	
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役 務の提供に用いられるもの)使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの)使用料	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの)のうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び 伝送を行う機能に係るもの)使用料	
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)使用料	
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)使用料	
		信号網設備使用料	
		番号案内データベース及び番号案内設備使用料	
		専用加入者線装置モジュール使用料	
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備使用	
		専用線ノード装置使用料	
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路使用料	
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路使用料	
		網改造料設備使用料	
租税公課	第一種指定設備利用部門	国税	印紙税 登録免許税 自動車重量税 地価税 事業税 不動産取得税 自動車税 固定資産税 事業所税 都市計画税
	第一種指定設備管理部門	地方税	
		道路占用料	
	第一種指定設備利用部門	国税	
		地方税	
		道路占用料	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	県間伝送設備使用料	
	第一種指定設備利用部門	加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	

(注)項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

収 益
営 業 収 益

科目	款(原価部門)	項	目
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
		県間伝送設備使用料	
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門		
網改造料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備利用部門		

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。